

広島県選挙管理委員会告示第五十六号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第一項第三号の規定により、個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設に、別表のとおり変更があつた旨、三原市選挙管理委員会等から報告があつた。

平成二十九年十月九日

広島県選挙管理委員会委員長 国 政 道 明

## 別表

指 定 施 設		変 更 項	変 更 後
名 称	所 在 地		
三原市東集会所	三原市中之町一丁目 5 番 11 号	名称	東集会所
本郷南方コミュニティセンター	三原市本郷町南方 3985 番地 1	名称	南方コミュニティセンター
庄原市比和自治振興会館	庄原市比和町比和 792 番地	名称	庄原市比和ふれあいセンター